

## 公財) 日本スポーツ協会バレーボール指導者資格復活・再登録について

毎年、多くの方が「資格保留」または「資格停止」となっております。継続して資格を保有しようと考えているコーチの皆様がこのような状態になりませんよう、ご注意をお願い申し上げます。  
指導者資格が「資格保留」または「資格停止」となり、復活手続きが必要な場合は、以下の条件を確認ください。

### 公財) 日本スポーツ協会 (以下 JSPO と表記) 公認スポーツ指導者登録規程 (抜粋)

第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。

2. 前項の更新にあたっては、**資格有効期限が切れる6か月前までに**本会又は当該中央競技団体の定める研修(義務研修に該当するもの)を受けなければならない。
3. 有効期限内に、更新を行わない場合には、**公認スポーツ指導者資格を失う**。ただし、本会が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

### JSPO 登録規程細則 (抜粋)

第8条 (資格の保留・停止)

本細則第4条※に定められた期間内に登録手続きを行わなかった場合、「**資格保留**」となる。

2. **資格保留期間は有効期限後1年間**とし、この間に更新要件を満たした場合、再度登録手続きを行うことができる※※。
3. **保留後1年間経過した場合、「資格停止」**となり、指導者資格は失効し登録手続きを行うことはできない。

#### ※ 第4条 (手続き期間と認定日)

資格登録に係る手続きは、登録認定日以前に完了していなければならない。

2. 登録認定日は、原則として、毎年10月1日付もしくは4月1日付とする。
3. ただし、一部資格については、手続きの都合上、10月1日付のみとする。

**※※ 資格保留後6ヶ月以内の義務研修受講が条件です。以降は「資格停止」となります。**

第9条 (資格の再登録)

**「資格停止」となった者が再度資格登録を希望する場合、別途定める基準を満たす時には当該資格の再登録申請を行うことができる。**

ただし、**2018年度から、資格保留から2期(8年)を超えるものに対して、公益財団法人日本バレーボール協会(JVA)指導普及委員会として、復活・再登録の作業は行わない。**

**※ 必ず有効期限をお確かめの上、申請くださいますようお願い申し上げます。**

### 再登録申請手続きについて

JVAでは、JSPOに年2回、再登録・復活申請を受け付けます。(前期:4月30日、後期:10月31日まで)  
**これらの日程を超えた場合、「資格停止」期間が半年延びることになります。**

- ① 申請者 → 兵庫県バレーボール協会指導普及委員長に(相談) → [hyogo.sidoufukyu.volleyball@gmail.com](mailto:hyogo.sidoufukyu.volleyball@gmail.com)  
※ 指導普及委員長 → 指導普及委員長から申請者に指導者資格復活申請書兼申請要件調査書を送付(JVA指導普及委員会HPにも書類を掲載) ※ **受講申請書類提出までに義務研修の受講が必要**
- ② 申請者 → 兵庫県バレーボール協会指導普及委員長に申請書を提出
- ③ 申請者 → JVA口座に審査料3000円(現在)を振り込む。  
口座情報:みずほ銀行 渋谷中央支店 普通 1474606  
公益財団法人日本バレーボール協会(コウエキザイダンホウジンニホンバレーボールキョウカイ)
- ④ JVA事務局 振り込み確認後 → 審査
- ⑤ JVAからJSPOに再登録申請  
※ **登録完了までには時間がかかります。その間は資格停止状態が継続いたします。**